

# 苦情申立書

2024年4月24日

札幌市オブズマン様

氏名 かじたきよなお  
梶田清尚  
住所 〒003-0021  
札幌市白石区栄通6丁目13-29  
電話番号 011-851-4006  
年齢 83歳

札幌市オブズマン条例第14条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申し立てる 苦情の内容 及び理由	札幌市は2020年、市内から排出される温室効果ガス（二酸化炭素など）を2050年に実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の宣言をしました。そこでは市民・事業者・市役所が協働で取り組む計画を明示しています。その一部に森林に関する取り組みがあります。札幌市には市民の森林財産として白旗山都市環境林が唯一、まとまった森林としてあるだけですが、それが昨秋から広範囲にわたり伐採が進められています。 本件の申し立ては、このような広範囲の皆伐によって森林を消失させることは市民財産と市民利用を著しく毀損させるものであって、本来行政が進めるべき市民の権利利益に相反するものであります。 よって、ゼロカーボンシティ宣言を大儀にすることで唯一の森林である白旗山都市環境林の皆伐方針を直ちにとり止めて、これまでの都市近郊林の保全・活用を目的とした生活環境保全に寄与することを目的に管理、または維持された森林のままの継続を求めます。

苦情の申立ての原因となった事実のあった日	2023年11月26日
----------------------	-------------

他の制度 への手続き の有無	この苦情について、他の制度を利用している場合は、レ印を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 市民相談 <input type="checkbox"/> 請願・陳情（議会） <input type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 直接請求 <input type="checkbox"/> 行政不服審査 <input type="checkbox"/> 行政事件訴訟 <input type="checkbox"/> その他（ ）  <input type="checkbox"/> 無

代理人	住所 氏名 電話番号	申立人との関係
-----	------------------	---------

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 苦情について調査しない旨の通知書

第 2024-16 号  
令和 6 年 (2024 年) 5 月 2 日

梶田 清尚 様

札幌市オントラジオ 神谷 奈保子



令和 6 年 4 月 24 日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査をしないことにいたしましたので、札幌市オントラジオ条例第 17 条第 1 項の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	<p>札幌市は、2020 年に、市内から排出される温室効果ガス（二酸化炭素など）を 2050 年に実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の宣言をした。市は、その中で、市民・事業者・市役所が協働で取り組む計画を明示しており、その一部に森林に関する取組がある。札幌市内には、市民の森林財産として、白旗山都市環境林が唯一まとまった森林として存在しているが、昨秋から広範囲にわたりその森林の伐採作業が進められている。</p> <p>このような広範囲の皆伐によって森林を消失させることは、市民財産と市民利用を著しく毀損させるものであって、本来、行政が進めるべき市民の権利利益の擁護に相反するものである。</p> <p>よって、「ゼロカーボンシティ」宣言を大義として、札幌市内唯一のまとまった森林である白旗山都市環境林の皆伐方針を直ちに取り止め、これまでの都市近郊林の保全・活用を行うことで生活環境の維持に寄与することを目的に森林の維持・管理の継続を求め、本件申立てを行うものである。</p>
調査しない理由	<p>あなたの申立てにつき、調査を行うかどうか検討しましたが、本件については、以下の理由により調査を行わないこととしましたので、その旨通知いたします。</p> <p>申立人は、「ゼロカーボンシティ」の宣言をした市が、市内唯一のまとまった都市環境林を広範囲に皆伐し森林を消失させることは、市民の権利利益の擁護に相反するものであることから直ちに取り止め、これまでの森林の維持・管理を継続するよう求めるとして、オントラジオ</p>

マンに対し本件申立てをされました。

札幌市オンブズマン条例（以下「条例」という。）第16条第1項第1号において、「申立てを行ったものが、申立ての原因となった事実についての利害を有しないとき」には、オンブズマンは当該申立てに係る苦情について調査しないこととされています。これは、申立人の自己の利害を有しない事項まで調査対象とすると、苦情の内容をいたずらに広範化し、本来の利害関係人の意思にそぐわない申立てがなされるおそれがあることから設けられた規定です。

本件申立ては、人間が日常生活を営む上で重要な地球環境の維持の観点からの問題提起であると考えられますが、白旗山は、清田区のシンボルの一つとされ、その名称は屯田兵が測量時に白旗を立てたことに由来するとも言われる歴史を有する地でもあるものの、その都市環境林の維持・管理については、直ちに申立人ご自身に直接的・具体的かつ個人としての利害関係があるとまでは言えません。

したがって、本件申立てについては、条例第16条第1項第1号に該当するものと考えられ、オンブズマンは調査を行わないこととしたので、申立人にはご理解いただきたいと思います。

なお、本件のような内容につきましては、総務局広報部市民の声を聞く課（電話番号 211-2042）などへの提言・要望等を検討されることも一考と思います。

#### 【参照条文】

○札幌市オンブズマン条例

##### (調査対象外事項)

第16条 オンブズマンは、申立てが、オンブズマンの所轄事項でないもののほか、次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、当該申立てに係る苦情について調査しない。

- (1) 申立てを行ったもの（以下「苦情申立人」という。）が、申立ての原因となった事実についての利害を有しないとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないとき。

2 省略